令和　8　年度（２０２６年度）

冬休み限定！
児童ホーム指導員・補助指導員募集

学校がお休みの期間中に児童ホーム(学童)で勤務いただく職員を募集しております。
一緒に、こども達とふれあう仕事をしてみませんか？



募集期間

＜任用期間＞　令和８年（2026 年）12 月 28 日（月）～ 令和９年（2027 年）１月７日（木）
＜応募期限＞　令和８年（2026 年）11 月 30 日（月）
＜応募方法＞　履歴書及び資格証の写し（有資格者のみ）を児童課へ提出してください。
※夏季募集の際に履歴書を提出された方は不要です。
※書類受理後、採用担当者より順次ご連絡させていただきます。
※春季休業期間についても募集予定です。詳細が決まり次第、HP に掲載します。

募集要項

＼ Check ／
土日祝日はお休み！
学生さん、大歓迎★
交通費支給あり(規定あり)

児童ホーム指導員（有資格者）

＜応募資格＞　別紙１のとおり
＜勤務時間＞　①　午前　８時１５分～午後２時３０分（休憩 15 分）
②　午前１１時３０分～午後５時３０分
※配置先のシフトにより、①又は②のいずれかの勤務時間になります。
＜報　　酬＞　日　額　　９，１８０円～９，７８０円（６時間勤務）
※令和８年度（2026 年度）実績
※年齢、本市会計年度任用職員の経験年数により異なります。

＼ HP はこちら ／

児童ホーム補助指導員（無資格者）

＜応募資格＞　別紙１のとおり（高校生不可）。
室内及び運動場で小学生の遊び相手ができる体力のある人、
意欲を持って児童ホーム事業に携われる人を求めています。
＜勤務時間＞　月　　午前８時１５分～午後５時００分（休憩１時間）
火水金　午前８時１５分～午後４時 15 分（休憩１時間）
木　　午前８時１５分～午後３時３０分（休憩１時間）
＜報　　酬＞　日　額　１０，３９０円～１０，５４０円（７時間４５分勤務）
日　額　　９，３８０円～　９，５２０円（７時間勤務）
日　額　　８，３８０円～　８，５００円（６時間１５分勤務）
※令和８年度（2026 年度）実績
※年齢、本市会計年度任用職員の経験年数により異なります。

＼ HP はこちら ／



問合せ先　尼崎市役所　こども青少年局　児童課
電話番号：０６－６４８９－６９３７　ファクス：０６－６４８９－６９３８
〒６６０－８５０１　尼崎市東七松町１丁目２３番１号　本庁舎北館２階

別紙１

＜有資格の方＞　下記の⑴⑵⑶をいずれも満たす人。

＜無資格の方＞　下記の⑵⑶を満たす人

⑴　放課後児童支援員認定資格を有する者 又は 兵庫県が実施する放課後児童支援員認定資格研修の受講資格（※）を有する者。

⑵　地方公務員法第 16 条各号の規定(欠格条項：別紙２参照)に該当しない者。

⑶　学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者（別紙２参照）でない者。

※　保育士及び社会福祉資格や教員免許を持つ人、大学で社会福祉学・心理学・教育学・社会学・芸術もしくは体育学を専攻し卒業した者など。詳しくはお問合せください。

別紙２

地方公務員法第１６条

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ　尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

ウ　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。